

# 奈良市公報

第168号

令和8年5月18日発行  
 発行所 奈良市役所  
 発行人 奈良市長  
 編集人 法務ガバナンス課長

## 目次

### 告示

月	日	番号	件名	主管
4	16	211	国土調査の実施	土木管理課
4	16	212	指定公金事務取扱者の指定	廃棄物対策課
4	17	213	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
4	17	214	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
4	17	215	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
4	17	216	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
4	17	217	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
4	17	218	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
4	20	219	地籍調査作業規程準則の規定による筆界案の作成	土木管理課
4	20	220	地籍調査作業規程準則の規定による筆界案の作成	土木管理課
4	20	221	指定公金事務取扱者の指定	スポーツ振興課
4	20	222	指定公金事務取扱者の指定	スポーツ振興課
4	20	223	指定公金事務取扱者の指定	スポーツ振興課
4	20	224	指定公金事務取扱者の指定	スポーツ振興課
4	20	225	指定公金事務取扱者の指定	スポーツ振興課
4	20	226	指定公金事務取扱者の指定	スポーツ振興課
4	20	227	指定公金事務取扱者の指定	スポーツ振興課
4	20	228	指定公金事務取扱者の指定	スポーツ振興課
4	20	229	指定公金事務取扱者の指定	スポーツ振興課
4	20	230	指定公金事務取扱者の指定	スポーツ振興課
4	20	231	指定納付受託者の指定	DX推進課
4	22	232	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
4	22	233	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
4	22	234	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
4	22	235	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
4	22	236	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
4	22	237	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
4	23	238	放置自転車等の保管	環境政策課

4	23	239	放置自転車等の保管	環境政策課
4	23	240	放置自転車等の処分	環境政策課
4	23	241	道路の位置指定の一部廃止	建築指導課
4	24	242	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
4	24	243	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
4	27	244	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
4	30	245	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
<b>公 平 委 員 会</b>				
月	日	番号	件 名	
4	16	1	奈良市公報号外第28号に掲載	
<b>公 営 企 業</b>				
月	日	番号	件 名	主 管
4	16	13	奈良市公報号外第28号に掲載	経営企画課
4	28	27	奈良市公報号外第28号に掲載	営業管理課
<b>教 育 委 員 会</b>				
月	日	番号	件 名	主 管
4	17	8	定例教育委員会の開催	教育政策課
4	22	6	奈良市公報号外第28号に掲載	教育政策課
4	22	9	奈良市公報号外第28号に掲載	教育政策課
4	24	7	奈良市公報号外第28号に掲載	放課後児童育成課

告 示

奈良市告示第211号

国土調査を行うので、国土調査法（昭和26年法律第180号）第7条の規定により次のとおり公示する。

令和8年4月16日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 事業計画が決定された年月日  
令和8年4月7日
- 2 調査を実施する者の名称  
奈良市
- 3 調査地域  
奈良市学園朝日町、学園北二丁目
- 4 調査期間  
令和8年4月7日から令和9年3月31日まで

(令和8年4月16日揭示済)

奈良市告示第212号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定したので、奈良市会計規則（昭和40年奈良市規則第1号）第22条の3第2項の規定により告示する。

令和8年4月16日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 指定公金事務取扱者・指定公金事務取扱者に委託する公金事務にかかる歳入等の種類

指定公金事務取扱者	指定公金事務取扱者に委託する公金事務にかかる歳入等の種類
奈良市大安寺西三丁目10番21号 株式会社奈良市清美公社 代表取締役 中久保 晃一	し尿の収集運搬に係る一般廃棄物処理手数料 (月ヶ瀬・都祁地域を除く。)

- 2 指定をした日及び委託をした日  
指定をした日：令和8年4月1日  
委託をした日：令和8年4月1日
- 3 指定公金事務取扱者に歳入等の徴収又は収納の事務を委託する期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(令和8年4月16日揭示済)

奈良市告示第213号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により長谷町自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月17日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	前谷 洋志 奈良市長谷町1115番地	北谷 善司 奈良市長谷町1615番地

- 2 変更の年月日  
令和8年4月1日

(令和8年4月17日揭示済)

奈良市告示第214号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により五条西二丁目第一自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月17日

奈良市長 仲川 元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	後藤 茂一 奈良市五条西二丁目12番7号	駒谷 忠孝 奈良市五条西二丁目14番6号

2 変更の年月日

令和8年4月4日

(令和8年4月17日揭示済)

**奈良市告示第215号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により西大寺新町二丁目自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月17日

奈良市長 仲川 元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
事務所の所在地	奈良市西大寺新町二丁目4番6号	奈良市西大寺新町二丁目3番10-1号
代表者の氏名 及び住所	上田 賢一 奈良市西大寺新町二丁目4番6号	上平 舞子 奈良市西大寺新町二丁目3番10-1号

2 変更の年月日

令和8年4月4日

(令和8年4月17日揭示済)

**奈良市告示第216号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により恋の窪一丁目自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次の通り告示する。

令和8年4月17日

奈良市長 仲川 元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	池田 治 奈良市恋の窪一丁目3番1号	古川 つぐみ 奈良市恋の窪一丁目4番1-105号

2 変更の年月日

令和8年3月29日

(令和8年4月17日揭示済)

**奈良市告示第217号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により矢田原町自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月17日

奈良市長 仲川 元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	向井 政彦 奈良市矢田原町1637番地	軽井 雅秀 奈良市矢田原町1090番地の1

2 変更の年月日  
令和8年4月12日

(令和8年4月17日揭示済)

**奈良市告示第218号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により中山泉ヶ丘自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月17日

奈良市長 仲川 元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	中谷 順一 奈良市中山町200番地の210	小坂田 毅 奈良市中山町200番地の21

2 変更の年月日  
令和8年4月11日

(令和8年4月17日揭示済)

**奈良市告示第219号**

国土調査を行うにあたり、地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号。以下「準則」という。）第30条第5項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月20日

奈良市長 仲川 元庸

地籍調査にあたり、下記土地の所有者その他の利害関係人及びこれらの者の代理人の所在がいずれも明らかにならなかったため、関係行政機関と協議し筆界案を作成した旨を告示します。

1 土地の所在・地番

奈良市学園朝日町587番50

2 筆界案を確認することができる場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市土木管理課地籍調査係

3 筆界案を確認することができる者

当該地の所有者その他の利害関係人及びこれらの者の代理人

当該地に隣接する土地の所有者その他の利害関係人及びこれらの者の代理人

4 筆界案の作成者

奈良市長 仲川 元庸

5 期間等

告示の日から20日間意見を申し出ることができる。当該期間を経過しても申出がないときは、準則第30条第5項の規定に基づき調査を行う。

(令和8年4月20日揭示済)

**奈良市告示第220号**

国土調査を行うにあたり、地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号。以下「準則」という。）第30条第5項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月20日

奈良市長 仲川 元庸

地籍調査にあたり、下記土地の所有者その他の利害関係人及びこれらの者の代理人の所在がいずれも明らかにならなかったため、関係行政機関と協議し筆界案を作成した旨を告示します。

1 土地の所在・地番

奈良市学園朝日町658番11

奈良市学園朝日町658番15

- 2 筆界案を確認することができる場所  
奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市土木管理課地籍調査係
- 3 筆界案を確認することができる者  
当該地の所有者その他の利害関係人及びこれらの者の代理人  
当該地に隣接する土地の所有者その他の利害関係人及びこれらの者の代理人
- 4 筆界案の作成者  
奈良市長 仲川 元庸
- 5 期間等  
告示の日から20日間意見を申し出ることができる。当該期間を経過しても申出がないときは、準則第30条第5項の規定に基づき調査を行う。
- (令和8年4月20日揭示済)

**奈良市告示第221号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定したので、奈良市会計規則（昭和40年奈良市規則第1号）第22条の3第2項の規定により告示する。

令和8年4月20日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 指定公金事務取扱者、施設名及び指定公金事務取扱者に委託する公金事務にかかる市の歳入等の種類

指定公金事務取扱者	施設名	指定公金事務取扱者に委託する公金事務にかかる歳入等の種類
奈良市七条一丁目12番19-1号 七条地区自治連合会 会長 舛野 緑郎	奈良市七条コミュニティスポーツ会館	奈良市七条コミュニティスポーツ会館の使用料

- 2 指定をした日及び委託をした日  
指定をした日：令和8年3月27日  
委託をした日：令和8年3月27日
- 3 指定公金事務取扱者に歳入等の徴収又は収納の事務を委託する期間  
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
- (令和8年4月20日揭示済)

**奈良市告示第222号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定したので、奈良市会計規則（昭和40年奈良市規則第1号）第22条の3第2項の規定により告示する。

令和8年4月20日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 指定公金事務取扱者、施設名及び指定公金事務取扱者に委託する公金事務にかかる市の歳入等の種類

指定公金事務取扱者	施設名	指定公金事務取扱者に委託する公金事務にかかる歳入等の種類
奈良市南紀寺町五丁目52番地の17 南紀寺町五丁目第一自治会 会長 西倉 敏明	奈良市南紀寺コミュニティスポーツ会館	奈良市南紀寺コミュニティスポーツ会館の使用料

- 2 指定をした日及び委託をした日  
指定をした日：令和8年3月27日  
委託をした日：令和8年3月27日
- 3 指定公金事務取扱者に歳入等の徴収又は収納の事務を委託する期間  
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
- (令和8年4月20日揭示済)

**奈良市告示第223号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定したので、奈良市会計規則（昭和40年奈良市規則第1号）第22条の3第2項の規定により告示する。

令和8年4月20日

奈良市長 仲川元庸

1 指定公金事務取扱者、施設名及び指定公金事務取扱者に委託する公金事務にかかる市の歳入等の種類

指定公金事務取扱者	施設名	指定公金事務取扱者に委託する公金事務にかかる歳入等の種類
奈良市右京三丁目16番地の9 平城ニュータウンスポーツ協会 会長 小西 桂子	奈良市ならやまコミュニティ スポーツ会館	奈良市ならやまコミュニティスポーツ 会館の使用料

2 指定をした日及び委託をした日

指定をした日：令和8年3月27日

委託をした日：令和8年3月27日

3 指定公金事務取扱者に歳入等の徴収又は収納の事務を委託する期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

(令和8年4月20日揭示済)

**奈良市告示第224号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定したので、奈良市会計規則（昭和40年奈良市規則第1号）第22条の3第2項の規定により告示する。

令和8年4月20日

奈良市長 仲川元庸

1 指定公金事務取扱者、施設名及び指定公金事務取扱者に委託する公金事務にかかる市の歳入等の種類

指定公金事務取扱者	施設名	指定公金事務取扱者に委託する公金事務にかかる歳入等の種類
奈良市古市町99番地の1 東市地区自治連合会 会長 紀平 寛治	奈良市東市コミュニティ スポーツ会館	奈良市東市コミュニティスポーツ会館 の使用料

2 指定をした日及び委託をした日

指定をした日：令和8年3月27日

委託をした日：令和8年3月27日

3 指定公金事務取扱者に歳入等の徴収又は収納の事務を委託する期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

(令和8年4月20日揭示済)

**奈良市告示第225号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定したので、奈良市会計規則（昭和40年奈良市規則第1号）第22条の3第2項の規定により告示する。

令和8年4月20日

奈良市長 仲川元庸

1 指定公金事務取扱者、施設名及び指定公金事務取扱者に委託する公金事務にかかる市の歳入等の種類

指定公金事務取扱者	施設名	指定公金事務取扱者に委託する公金事務にかかる歳入等の種類
奈良市邑地町2437番地 邑地町自治会 会長 辰巳 賀洋	奈良市邑地コミュニティ スポーツ広場	奈良市邑地コミュニティスポーツ広場 の使用料

- 2 指定をした日及び委託をした日  
 指定をした日：令和8年3月27日  
 委託をした日：令和8年3月27日
- 3 指定公金事務取扱者に歳入等の徴収又は収納の事務を委託する期間  
 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

(令和8年4月20日揭示済)

**奈良市告示第226号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定したので、奈良市会計規則（昭和40年奈良市規則第1号）第22条の3第2項の規定により告示する。

令和8年4月20日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定公金事務取扱者、施設名及び指定公金事務取扱者に委託する公金事務にかかる市の歳入等の種類

指定公金事務取扱者	施設名	指定公金事務取扱者に委託する公金事務にかかる歳入等の種類
奈良市右京三丁目16番地の9 平城ニュータウンスポーツ協会 会長 小西 桂子	奈良市高の原コミュニティ スポーツ会館	奈良市高の原コミュニティスポーツ会館の使用料

- 2 指定をした日及び委託をした日  
 指定をした日：令和8年3月27日  
 委託をした日：令和8年3月27日
- 3 指定公金事務取扱者に歳入等の徴収又は収納の事務を委託する期間  
 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

(令和8年4月20日揭示済)

**奈良市告示第227号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定したので、奈良市会計規則（昭和40年奈良市規則第1号）第22条の3第2項の規定により告示する。

令和8年4月20日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定公金事務取扱者、施設名及び指定公金事務取扱者に委託する公金事務にかかる市の歳入等の種類

指定公金事務取扱者	施設名	指定公金事務取扱者に委託する公金事務にかかる歳入等の種類
奈良市下狭川町852番地 狭川地区自治連合会 会長 東田 和臣	奈良市狭川コミュニティ スポーツ広場	奈良市狭川コミュニティスポーツ広場の使用料

- 2 指定をした日及び委託をした日  
 指定をした日：令和8年3月27日  
 委託をした日：令和8年3月27日
- 3 指定公金事務取扱者に歳入等の徴収又は収納の事務を委託する期間  
 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

(令和8年4月20日揭示済)

**奈良市告示第228号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定したので、奈良市会計規則（昭和40年奈良市規則第1号）第22条の3第2項の規定により告示する。

令和8年4月20日

奈良市長 仲川 元 庸

1 指定公金事務取扱者、施設名及び指定公金事務取扱者に委託する公金事務にかかる市の歳入等の種類

指定公金事務取扱者	施設名	指定公金事務取扱者に委託する公金事務にかかる歳入等の種類
奈良市別所町 546 番地 田原地区自治連合会 会長 南 善嗣	奈良市田原コミュニティスポーツ広場	奈良市田原コミュニティスポーツ広場の使用料

2 指定をした日及び委託をした日

指定をした日：令和8年3月27日

委託をした日：令和8年3月27日

3 指定公金事務取扱者に歳入等の徴収又は収納の事務を委託する期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

(令和8年4月20日掲示済)

**奈良市告示第229号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定したので、奈良市会計規則（昭和40年奈良市規則第1号）第22条の3第2項の規定により告示する。

令和8年4月20日

奈良市長 仲川 元 庸

1 指定公金事務取扱者、施設名及び指定公金事務取扱者に委託する公金事務にかかる市の歳入等の種類

指定公金事務取扱者	施設名	指定公金事務取扱者に委託する公金事務にかかる歳入等の種類
奈良市八条一丁目 780 番地の3 八条第二自治会 会長 竹田 一成	奈良市八条コミュニティスポーツ広場	奈良市八条コミュニティスポーツ広場の使用料

2 指定をした日及び委託をした日

指定をした日：令和8年3月27日

委託をした日：令和8年3月27日

3 指定公金事務取扱者に歳入等の徴収又は収納の事務を委託する期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

(令和8年4月20日掲示済)

**奈良市告示第230号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定したので、奈良市会計規則（昭和40年奈良市規則第1号）第22条の3第2項の規定により告示する。

令和8年4月20日

奈良市長 仲川 元 庸

1 指定公金事務取扱者、施設名及び指定公金事務取扱者に委託する公金事務にかかる市の歳入等の種類

指定公金事務取扱者	施設名	指定公金事務取扱者に委託する公金事務にかかる歳入等の種類
奈良市右京四丁目 1 番地の13 右京地区自治連合会 会長 熊本 國勝	奈良市右京コミュニティスポーツ会館	奈良市右京コミュニティスポーツ会館の使用料

2 指定をした日及び委託をした日

指定をした日：令和8年3月27日

委託をした日：令和8年3月27日

3 指定公金事務取扱者に歳入等の徴収又は収納の事務を委託する期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

(令和8年4月20日掲示済)

**奈良市告示第231号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により次のとおり指定納付受託者として指定したので、奈良市会計規則（昭和40年奈良市規則第1号）第22条の2第2項の規定により告示する。

令和8年4月20日

奈良市長 仲川元庸

1 指定納付受託者

(1) 名称

株式会社トラストバンク 代表取締役 大井 潤

(2) 住所又は事務所の所在地

東京都品川区上大崎三丁目1番1号

2 指定納付受託者に納付させる歳入の種類

戸籍謄抄本等交付手数料

除籍謄抄本等交付手数料

届出又は申請の受理等の証明書交付手数料

住民票の写し又は住民票記載事項証明書交付手数料

除票の写し又は除票記載事項証明書交付手数料

戸籍の附票の写し交付手数料

戸籍の附票の除票の写し交付手数料

印鑑登録証明書交付手数料

身分証明書等その他証明書交付手数料

課税・非課税証明書交付手数料

住宅用家屋証明交付手数料

名寄帳交付手数料

おむつ代医療費控除に係る確認証明書手数料

墓地使用許可書の書換え手数料又は再交付手数料

予防接種実費徴収金

その他雑入（郵送料）

犬の登録手数料

犬の鑑札の再交付手数料

狂犬病予防注射済票交付手数料

狂犬病予防注射済票再交付手数料

飲食店営業等許可申請手数料

製造所設置許可申請手数料

屋内貯蔵所設置許可申請手数料

屋外タンク貯蔵所設置許可申請手数料

屋内タンク貯蔵所設置許可申請手数料

地下タンク貯蔵所設置許可申請手数料

簡易タンク貯蔵所設置許可申請手数料

移動タンク貯蔵所設置許可申請手数料

屋外貯蔵所設置許可申請手数料

給油取扱所設置許可申請手数料

販売取扱所設置許可申請手数料

一般取扱所設置許可申請手数料

製造所変更許可申請手数料

屋内貯蔵所変更許可申請手数料

屋外タンク貯蔵所変更許可申請手数料  
屋内タンク貯蔵所変更許可申請手数料  
地下タンク貯蔵所変更許可申請手数料  
簡易タンク貯蔵所変更許可申請手数料  
移動タンク貯蔵所変更許可申請手数料  
屋外貯蔵所変更許可申請手数料  
給油取扱所変更完成検査許可申請手数料  
販売取扱所変更完成検査許可申請手数料  
一般取扱所変更完成検査許可申請手数料  
製造所設置完成検査手数料  
屋内貯蔵所設置完成検査手数料  
屋外タンク貯蔵所設置完成検査手数料  
屋内タンク貯蔵所設置完成検査手数料  
地下タンク貯蔵所設置完成検査手数料  
簡易タンク貯蔵所設置完成検査手数料  
移動タンク貯蔵所設置完成検査手数料  
屋外貯蔵所設置完成検査手数料  
給油取扱所設置完成検査手数料  
販売取扱所設置完成検査手数料  
一般取扱所設置完成検査手数料  
製造所変更完成検査手数料  
屋内貯蔵所変更完成検査手数料  
屋外タンク貯蔵所変更完成検査手数料  
屋内タンク貯蔵所変更完成検査手数料  
地下タンク貯蔵所変更完成検査手数料  
簡易タンク貯蔵所変更完成検査手数料  
移動タンク貯蔵所変更完成検査手数料  
屋外貯蔵所変更完成検査手数料  
危険物の仮貯蔵仮取扱承認申請手数料  
製造所等の仮使用承認申請手数料  
タンク水張検査手数料  
タンク水圧検査手数料  
防火管理講習課程修了証明書再発行手数料  
その他証明手数料  
納税証明書交付手数料  
固定資産評価・税額等証明書交付手数料  
扶養証明書交付手数料  
事業証明書交付手数料  
証明書交付手数料（医事薬事）  
薬局開設許可証再交付手数料  
薬局製造販売医薬品製造販売業許可証再交付手数料  
薬局製造販売医薬品製造業許可証再交付手数料  
医薬品店舗販売業許可証再交付手数料  
高度管理医療機器等販売業貸与業許可証再交付手数料  
毒物劇物販売業登録票再交付手数料  
診療所開設許可申請手数料  
診療所構造設備使用許可申請手数料  
衛生検査所登録証明書再交付手数料

飲食店営業等許可証書換え交付手数料  
飲食店営業等許可証再交付手数料  
製造所変更許可及び仮使用承認申請手数料  
屋内貯蔵所変更許可及び仮使用承認申請手数料  
屋外タンク貯蔵所変更許可及び仮使用承認申請手数料  
屋内タンク貯蔵所変更許可及び仮使用承認申請手数料  
地下タンク貯蔵所変更許可及び仮使用承認申請手数料  
簡易タンク貯蔵所変更許可及び仮使用承認申請手数料  
移動タンク貯蔵所変更許可及び仮使用承認申請手数料  
屋外貯蔵所変更許可及び仮使用承認申請手数料  
給油取扱所変更許可及び仮使用承認申請手数料  
販売取扱所変更許可及び仮使用承認申請手数料  
一般取扱所変更許可及び仮使用承認申請手数料  
建築確認台帳記載証明手数料  
ななまるカード再発行実費徴収金  
行政財産使用料  
地境明示手数料  
境界確定原本証明手数料  
市道証明交付手数料  
市道幅員証明交付手数料  
食鳥処理事業許可申請手数料  
食鳥処理事業許可証書換え交付手数料  
食鳥処理事業許可証再交付手数料  
食鳥処理場の構造又は設備変更許可申請手数料  
確認規程認定申請手数料  
確認規程認定証書換え交付手数料  
確認規程認定証再交付手数料  
確認規程変更認定申請手数料  
乳児等通園支援事業利用料  
一時保護所職員給食代金  
都市計画証明願  
地形図・都市計画図等の販売  
都市計画境界明示手数料  
輸出証明書の発行手数料  
適合施設の認定手数料（現地調査を要する場合）  
適合施設の認定手数料（現地調査を要しない場合）  
自動車リサイクル取扱業登録・許可申請手数料  
光熱水費等収入  
土地建物貸付収入  
祖霊堂使用料  
家庭生活支援員派遣自己負担金

3 指定日  
令和8年4月20日

4 指定期間  
令和8年4月20日から令和10年3月31日まで

(令和8年4月20日掲示済)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により二名城ヶ丘自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 4 月 22 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及 び 住 所	白石 晶生 奈良市二名四丁目1193番地の49	北野 永子 奈良市二名四丁目 1193 番地の 54

2 変更の年月日

令和 8 年 4 月 5 日

(令和 8 年 4 月 22 日揭示済)

**奈良市告示第 233 号**

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により桜ヶ丘第一自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 4 月 22 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
事務所の所在地	奈良市都祁白石町 1304 番地の 45	奈良市都祁白石町 1304 番地の 30
代表者の氏名 及 び 住 所	木之下 義彦 奈良市都祁白石町 1304 番地の 45	三好 一弘 奈良市都祁白石町 1304 番地の 30

2 変更の年月日

令和 8 年 4 月 1 日

(令和 8 年 4 月 22 日揭示済)

**奈良市告示第 234 号**

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により秋篠町梅ヶ丘自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 4 月 22 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及 び 住 所	川上 浩二 奈良市秋篠町 965 番地の 11	緒方 敏一 奈良市秋篠町 969 番地の 9

2 変更の年月日

令和 8 年 4 月 12 日

(令和 8 年 4 月 22 日揭示済)

**奈良市告示第 235 号**

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により秋篠台自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 4 月 22 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及 び 住 所	櫻井 英典 奈良市中山町 49 番地の 14	吉岡 沙織 奈良市秋篠町 1170 番地の 104

2 変更の年月日  
令和8年4月13日

(令和8年4月22日揭示済)

**奈良市告示第236号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により須川町自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月22日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
主たる事務所の所在地	奈良市須川町1694番地	奈良市須川町805番地
代表者の氏名及び住所	大久保 正治 奈良市須川町1694番地	西窪 光弘 奈良市須川町805番地

2 変更の年月日  
令和8年4月1日

(令和8年4月22日揭示済)

**奈良市告示第237号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により西包永町第1自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次の通り告示する。

令和8年4月22日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	秋田 正好 奈良市西包永町36番地の1	鉄澤 永記 奈良市西包永町1番地の2

2 変更の年月日  
令和8年4月12日

(令和8年4月22日揭示済)

**奈良市告示第238号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和8年4月23日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和8年4月8日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証等)を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)

8 連絡先

奈良市環境都市推進部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111(代表)

(令和8年4月23日揭示済)

**奈良市告示第239号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和8年4月23日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和8年4月15日

3 移動対象区域

JR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設(奈良市大安寺西二丁目288番地の1)

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証等)を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)

8 連絡先

奈良市環境都市推進部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111(代表)

(令和8年4月23日揭示済)

**奈良市告示第240号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則(昭和59年奈良市規則第35号)第5条の規定により告示する。

令和8年4月23日

奈良市長 仲川元庸

1 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

- 処分対象自転車等の保管場所  
奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）
- 処分年月日  
令和8年5月7日
- 処分対象自転車等の移動年月日  
令和7年8月4日、同月14日、同月20日及び同月28日

(令和8年4月23日揭示済)

### 奈良市告示第241号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり一部廃止したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告する。

令和8年4月23日

奈良市長 仲川元庸

申請者住所	神奈川県藤沢市藤が岡1丁目1番A2~301号
申請者氏名	堀晴恵
廃止する道路の位置	奈良市肘塚町171番1の一部
廃止する道路の幅員	最大4.00m 最小4.00m
廃止する道路の延長	28.157m
廃止年月日	令和8年4月23日
廃止番号	第R0801号

(令和8年4月23日揭示済)

### 奈良市告示第242号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により学園朝日元町二丁目北自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月24日

奈良市長 仲川元庸

- 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
事務所の所在地	奈良市学園朝日元町二丁目529番地の56	奈良市学園朝日元町二丁目529番地の49
代表者の氏名 及び住所	吉田伸哉 奈良市学園朝日元町二丁目529番地の56	中出珠美 奈良市学園朝日元町二丁目529番地の49

- 変更の年月日  
令和8年4月12日

(令和8年4月24日揭示済)

### 奈良市告示第243号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和8年4月24日

奈良市長 仲川元庸

- 許可の年月日及び番号  
令和7年6月3日 奈良市指令整開 第25A-4号
- 検査済証の交付年月日及び番号  
開発行為 令和8年4月24日 第1976号
- 開発区域に含まれる地域

奈良市窪之庄町 132 番 1 (2 工区)

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府八尾市松山町一丁目 9 番 22 号 ケーズメゾン松山 302 号

坂田 祥一

奈良市窪之庄町 132 番地の 1

坂田 純次

(令和 8 年 4 月 24 日 掲示済)

**奈良市告示第 244 号**

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 260 条の 2 第 11 項の規定により若葉台二丁目自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 4 月 27 日

奈良市長 仲川 元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	下村 富士郎 奈良市若葉台二丁目 2 番 7 号	小森 康久 奈良市若葉台二丁目 3 番 2 号

2 変更の年月日

令和 8 年 4 月 5 日

(令和 8 年 4 月 27 日 掲示済)

**奈良市告示第 245 号**

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和 8 年 4 月 30 日

奈良市長 仲川 元庸

1 許可の年月日及び番号

令和 7 年 12 月 5 日 奈良市指令整開 第 25A-23 号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和 8 年 4 月 30 日 第 1977 号

公共施設 令和 8 年 4 月 30 日 第 1002 号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市法華寺町 1244 番 1 の一部

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市六条町 113 番 4

株式会社栗実住宅 代表取締役 國原 正記

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市法華寺町 1244 番 1 の一部

(2) 下水道

奈良市法華寺町 1244 番 1 の一部

(令和 8 年 4 月 30 日 掲示済)

**教 育 委 員 会**

**奈良市教育委員会告示第 8 号**

令和 8 年 4 月 定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則 (昭和 57 年奈良市教育委

員会規則第12号)第3条第2項の規定により告示します。

令和8年4月17日

奈良市教育委員会  
教育長 垣見弘明

1 日時

令和8年4月22日(水)午前9時から

2 場所

奈良市役所 中央棟地下1階 B1会議室

3 会議に付すべき事案

教育長報告

教育長報告(1) 田原公民館横田分館の土地、建物及び工作物の用途廃止について

教育長報告(2) 令和9年度使用奈良市立高等学校教科用図書採択の基本方針について

議案

議案第1号 教育長職務代理者の事務委任規則の制定について

議案第2号 奈良市教職員分限懲戒審査委員会委員の任命について

議案第3号 奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則(平成24年奈良市教育委員会規則第3号)の一部改正について

議案第4号 奈良市公民館運営審議会委員の委嘱又は任命について

議案第5号 奈良市部活動指導員設置要綱(平成31年奈良市教育委員会告示第11号)の一部改正について

その他報告事項

その他報告事項(1) 奈良市立中学校におけるいじめ重大事態の発生報告並びに調査開始について

傍聴受付は、開催日の午前8時30分から午前8時50分まで、教育政策課にて行います。定員は5名で、定員になり次第締切させていただきます。

(令和8年4月17日揭示済)